

平成27年第4回八千代町議会定例会会議録（第5号）

平成27年12月21日（月曜日）午前10時12分開議

本日の出席議員

議長（9番）	大久保 武君	副議長（2番）	国府田利明君
1番	増田 光利君	3番	大里 岳史君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
6番	上野 政男君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	上野 真一君
秘 書 課 長	谷中 聰君	総 務 課 長	鈴木 一男君
企画財政課長	青木 良夫君	税 務 課 長	野村 勇君
町 民 課 長	塚原 勝美君	福祉保健課長	相田 敏美君
生活環境課長	内山 博君	産業振興課長	青木 喜栄君
都市建設課長	生井 俊一君	上下水道課長	柴森 米光君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	秋葉三佐男君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水書 正義君
公 民 館 長 兼 生 涯 学 習 課 長	青木 和男君	給食センター 所 長	鈴木 忠君
総 務 課 参 事	生井 好雄君	企 画 財 政 課 参 事	中村 弘君

議会事務局の出席者

議会事務局長	高野 実	補 佐	小林 由実
--------	------	-----	-------

主 任 田神 宏道

議長（大久保 武君） 引き続き、ご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第4号）

平成27年12月21日（月）午前9時開議

日程第1 議案第11号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第2 請願第1号 鬼怒川堤防の強化を求める請願

（常任委員長報告、審議、採決）

日程第3 議第 1号 鬼怒川堤防の強化を求める意見書の提出について

日程第4 議員派遣の件

日程第5 閉会中の継続調査の件

閉 会

議長（大久保 武君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命じることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

日程第1 議案第11号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（大久保 武君） 日程第1、議案第11号 監査委員の選任につき同意を求めるこ

とについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、湯本直議員の退場を求めます。

(14番 湯本 直君退場)

議長（大久保 武君） 職員に議案を朗読させます。

(総務課参事 生井好雄君朗読)

議長（大久保 武君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長（大久保 司君） ただいま上程いたされました議案第11号 監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

ご承知のとおり、本町の監査委員の定数は2名であります。監査委員の選任につきましては、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、財務管理または事業の経営管理等にすぐれた識見を有する者及び議員のうちから選任することになっております。任期につきましては、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年、また議員のうちから選任される者にあつては議員の任期となっております。

今回提案いたしました風見好信氏は八千代町菅谷出身で、昭和45年に八千代村役場に奉職以来、一般職として42年有余にわたり総務課長、企画財政課長、秘書課長等の要職を歴任された方で、財務管理や行政管理面においてすぐれた識見を有する方です。

また、湯本直氏は皆様ご存じのとおり、現在八千代町議会議員13期目で、その間議長、教育民生常任委員長等を歴任された方で、本町の財務管理、事業の経営管理に精通された方です。

以上申し上げましたとおり、両名の方は人格高潔にして、財務管理、事業の経営管理等の識見も豊かで、監査委員として適任者であると考えますので、監査委員に任命したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（大久保 武君） これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、十分ご留意願います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 監査委員の選任につき同意を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 監査委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

ここで、湯本直議員の入場を求めます。

（14番 湯本 直君入場）

日程第2 請願第1号 鬼怒川堤防の強化を求める請願

議長（大久保 武君） 日程第2、請願第1号 鬼怒川堤防の強化を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る12月15日の本会議において産業建設常任委員会に付託してありますので、産業建設常任委員会の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

廣瀬産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 廣瀬賢一君登壇）

産業建設常任委員長（廣瀬賢一君） ただいま議長より指名をいただきましたので、産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、請願第1号 鬼怒川堤防の強化を求める請願であります。

そして、当委員会は、12月15日本会議終了後、4名の方でやりましたが、私が出願者でありますので、増田光利副委員長に代理を求めまして、かわりに私が退いて、3人で

やりました。

今回の審査につきましては、担当課長から請願の内容について説明を受け、慎重に審議した結果、全員一致で採択されたことで決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果について報告申し上げますが、議員各位の賛同をくださるようお願い申し上げます、報告といたします。

以上であります。

議長（大久保 武君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

請願第1号に対する産業建設常任委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり採択と決定をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号 鬼怒川堤防の強化を求める請願については委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第3 議第1号 鬼怒川堤防の強化を求める意見書の提出について

議長（大久保 武君） 日程第3、議第1号 鬼怒川堤防の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、全員協議会において説明済みでありますので、朗読及び提案理由を省略し、直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 討論なしと認めます。

これから議第1号 鬼怒川堤防の強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議第1号 鬼怒川堤防の強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） あと報告事項だけのようですので、一つ私のほうで。先般の一般質問において、町長からの答えをいただけていない部分がありますので、発言を許していただきたいと思います。

議長（大久保 武君） はい。

13番（大久保敏夫君） 私は、先般、何人かの議員も質問されました。大久保弘子議員、あるいはまた国府田利明議員、あと何人かも含めて、町長に私どもが申し上げたことは、この強制わいせつ、あるいはまた県迷惑防止条例等のいわば告訴事件、あるいは告発事件について、あなたの身の処し方について、私自身は即刻、町のイメージを悪くするので、退陣してほしいということを要求しておりましたけれども、町長の考え方の中にこのようなことがありました。検察のほうにこの事件は行っているので、その捜査状況を見て、自分の身の処し方を考えてみたい、こういうふうにおっしゃったわけです。私は、その後において、何か幾つかの答弁をいただいておりますけれども、そのことがいわば起訴、不起訴、ここにおいて自分の身の処し方をはっきりとしたいと、そういうふうにおっしゃっている。私自身は、検察のこの事件が送られたということは、少なくともこの事件についてはねつ造、あるいは事実無根であろうはずがないわけですが、あ

あなたは事実無根という一方的な考え方になっているわけですがけれども、しかしこの事件が送検、送致、送付という3段階があるわけですがけれども、告訴事件においては多分送付だろうと思うわけですがけれども、この送られたものが県警と、少なくとも検察と、いわば相図ってこの事件は進められていて、検察がこの事件を受けるから上げてこいということで、10月26日にこの部分が行ったと。次、27日に当事者の告訴者、告発者に下妻の刑事課長から私どもから水戸地検のほうにこの書類は送ったと。こういうものを責任を持って当事者に通告されたわけです。そのことが、私からしますと、では茨城県警あるいはまた下妻警察署が、町長の言葉をかりると、事実無根の部分をおねつ造して、水戸地検に送ったというふうに私は考えざるを得ないわけですがけれども、その結果はいずれとしても、町長が言うその結果を見てからということ、起訴、不起訴という一つの判断が出てから自分の身を処したいと、そういうふうな考え方でいいのかなどうか、その1点だけお聞きします。

議長（大久保 武君） 14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） 今大久保議員のほうから、一般質問の回答が余り好ましい回答ではないようなことで、またここでその続きを要望しているようですが、この刑事手続というのは、犯罪を犯した人を処罰するために、いわゆるそれを判断するために設けられたのが刑事手続だと思っております。大まかに言うと、刑事問題というのはいろいろあるわけですが、公な構想を前提として第1審で公判をやって、それからさらに上告して、上の段階に行くように処理されるのが刑事裁判だと思っております。特に刑事裁判については、いろいろ強盗殺人事件から、いわゆる簡単なものを言えば、道路交通法違反までこれ刑事事件に入るわけで、千差万別だと思っております。検察官が犯罪だということで捜査をしたり、あるいは告訴するためにただ公判をやる場合の判断というのは、これはやっぱり検察官にあるわけで、検察官が自分の裁量で判断することもできるわけですが、刑事事件の処理上で大きな役割を果たしているのが検事の役目だと思っております。これはいろいろ検事といっても、検事総長から、それこそ地方の検察庁の検事さんまで千差万別でございますけれども、告訴された事件なのですが、これはやっぱり告訴事件でございますので、親告罪なわけですから、親告罪というのは告訴がなければ、これは起訴できないわけですが、起訴されるしないはこれから検事の大きな判断にかかるわけでございますので、強制わいせつからいろいろな犯罪があるわけですが、一つこれからの議会で取り上げるべき問題ではないと、こういうふうに考えてい

ますので、これは議会内で現段階で取り上げる問題ではないと、こういうふうに申し上げますので、議長からひとつ、町長の答弁のときにはそれをお話ししていただきたいと。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま湯本議員、また大久保敏夫議員からいろいろありましたが、私はこの間の18日に通告に従って十分答弁したと思うのですが、きょうは一般質問ではないのですから、答弁はしません。

以上であります。

議長（大久保 武君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 答弁をする、一般質問ではないと言いましたけれども、一般質問であなたが答弁を漏れているから、私は言っている。いいのですよ、どういう結果であろうとも。そのことが不起訴、起訴、そのことについてのことを言っているのかと私は聞いているのです。どっちになろうか、それは湯本議員が言っておられるように、法治国家ですから、検察へ委ねられれば検察が出す結果のですからいいのです。ただ、あなたが言われているいわば身の処し方というのは、検察から出す起訴、不起訴の件についてには私は考え方をちゃんと自分の身の処し方を出したいということを議会の皆さんに言いたいのか。それがわからないのです。どこまでの話なのですか。最高裁まで戦う話をしているのか。それがわからないのです。だから、今聞いているのです。ですから、検察が出す結論のときに、町長が判断をなさるのですかということ、あなたが言う身の処し方ということ、そこだけ聞きたいだけの話。結果はどうでもいいことなのです、それは。それは、そこにかかわるプロらが考えることですから、私らの手の届かないところで町長を擁護したり、いや、そうではないでしょうという人の話であるわけですから。今聞きたいのは、何も一般質問ではないからです。一般質問の答弁に漏れているから、ある部分では議長にも責任があるのですよ。このことを見逃していたわけですから。答弁をさせないで私の一般質問を終わらせたわけですから。そのことだけ、私は改めて聞きたいというだけ。その1点だけです。

議長（大久保 武君） 2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） 私のほうからも、今回この町長の事件に対して一般質問をしたのですが、大久保議員のおっしゃるとおり、質問したことに対しての答弁が返ってきていないという、それは事実としてありまして、その中で私は何度もおっしゃるとおり、

検察、裁判所ということが決めることですので、それは再三申し上げてきたのですが、町の説明責任について言ったのですが、町長からは検察、裁判所の意向を見守っている段階だといった反面、これからまた任期が3年ちょっと残っている。それを全うしていくのだというふうなこともおっしゃった。反面、町長は今は、その説明責任に対しての、今は勘弁してほしいという言葉が使われた。これがやはり報道された。この今は勘弁してほしいという意味というのがちょっと僕は捉え方がさまざまだと思うので、この今は勘弁してほしいというのがどういったものなのかというのは、ちょっと知りたいなというふうに思いますので、答弁願いたいと思います。

（「議長、受け付けちゃだめですよ、そういうのは。もう議事終了」
と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 一般質問ではないので、この点は終わりにします。

（「国府田君の話とは別としても、俺のは答弁漏れなんだ」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 町長、では答弁。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保敏夫議員の一般質問にちゃんと答弁しております。仮定の話は答弁しないのが私の主義でありまして、一応犯罪、起訴されたらどうするのだとか。私は、9月にちゃんと言っています。大久保弘子議員にも言った。最高裁まで私はやるつもりだから。そういうことで、私は臨んでいる。裁判等、司法のほうへ委ねてあるのだから、起訴されたらどうするのだと、そんなことは自分で一般答弁の中でちゃんと答弁しているわけでございます。これは自分で長くやるから、いろいろ問題点を指摘してやったら、私の身分からいろいろ。そういうことでありますので、私はちゃんと答弁しておりますので、ご了解。私は一般質問で、きょうは質疑だから言ったわけでございますが、そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（大久保 武君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 今町長の本意がわかりました。あなたは最高裁でやるまで。それはそれであなたの考え方だからいいでしょう。しかし、八千代町長として、あなたに倫理観もなければ、道徳心もなければ、八千代町町民のいろんなところで味わっている苦しみや、若い子どもたちや青少年や、旅行先へ行った八千代町町民の苦しみは、あなたは知らないで、これから3年間もほおかぶりして生きていこうとするならば、それは

それであなたの生き方でいいでありましょう。しかし、八千代町町民はあなたを許しませんよ。もしそのことに最後までそこまでの話に3年何カ月、最高裁まで戦っていく話であるならば、八千代町に倫理観もなければ道徳心もない。では、結果が出るまで何をやってもいいという理屈が八千代町にこれから存在する。そういうふうには私は議会の中でちゃんと申し述べて、議長、答えられない。これで終わります。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

日程第4 議員派遣の件

議長（大久保 武君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり決定いたしました。

日程第5 閉会中の継続調査の件

議長（大久保 武君） 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長より別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大久保 武君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定いたしました。

議長（大久保 武君） 以上で本定例会に付議されました議案、案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。今定例会は、改選後初めての議会でありましたが、議員各位には提案されました全議案について終始熱心に審議を尽くされ、ここに全ての議案を議了し、閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部からのご協力に対し、厚く御礼申し上げます。

寒さ厳しくなる時節柄、各位には健康に十分留意され、ご活躍くださるよう希望する
ものであります。

新しく迎える新年が、皆様にとってよい年でありますよう祈念いたしまして、閉会の
言葉といたします。

(午前10時41分)